

# 明石市立明南保育所外構改修修繕特記仕様書

## 1 修繕概要

修繕名称	明石市立明南保育所外構改修修繕
場 所	明石市東野町2222番地
期 間	契約の翌日から、令和7年1月31日（金）まで
概 要	保育所の外構改修修繕

## 2 支払条件

完成後、一括支払い

## 3 特記事項

- (1) 受注者は、修繕にあたって、要求性能を確保できるよう施工方法・内容を十分確認し、また、施設の行事や安全対策等に十分配慮の上、施工を行うこと。
- (2) 修繕担当技術者は、修繕期間中、できる限り変更しないこと。
- (3) 万一、事故や苦情が発生した場合には、速やかに対応するとともに、対応内容を記録し、本市担当職員に報告すること。
- (4) 修繕着手前に敷地内外（敷地内の既存建物、近接建物、道路等の構造物など）の写真撮影を行い、修繕完成時に現状復旧が行われているか確認すること。
- (5) 修繕期間中は、足場材の搬入・組立及び解体・搬出時等において、必要に応じて交通誘導員を配置して、通行人の安全を確保すること。
- (6) 作業工程、仮設計画等の作成及び修繕作業にあたっては、関係部局と十分に事前打ち合わせを行い、施設の運営に支障が生じないように配慮すること。
- (7) 作業音、粉塵等が発生する作業については、事前に明石市及び建物所有者と協議すること。
- (8) 原則として、日曜日、祝日及び夜間は作業を行わないこと。
- (9) 敷地内及び敷地周辺は、全面禁煙とする。
- (10) 本修繕を施工するにあたって、必要な用水・電力は施設より支給するものとする。
- (11) 関係法規、条例及び規則等を遵守し、必要に応じて届出や手続きを遅滞なく請負者が代行し、必要とする費用（手続き費、手数料等）はすべて請負者の負担とすること。
- (12) 工事現場への車両の出入り時間や台数等の安全対策、騒音を伴う作業の実施日時等の施工計画について、着手前に施設管理者との間で十分に協議を行うこと。なお、曜日、時間及び車両台数の制約が相当かかることを想定すること。

## 4 修繕内容

- (1) 修繕範囲  
別添図面及び内訳明細書による
- (2) 工法・施工  
別添図面及び内訳明細書による